

平成25年(ワ)第25973号 損害賠償等請求事件

原告 森 裕 子

被告 志 岐 武 彦

被告準備書面(4)

平成26年 4月16日

東京地方裁判所民事第16部合議2S係 御 中

被告訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



第1 原告の平成26年4月11日付準備書面について

- 1 いずれも争う。
- 2 原告は、「被告ブログについて、各エントリー毎に独立しているという被告の主張が常識に反している」などと論難している(原告の平成26年4月11日付準備書面第一、一【1頁以下】)。

被告ブログが「一連のものとして読まれ、理解されていた」との原告の主張(原告の平成26年2月24日付準備書面第一、一【1頁以下】)からすると、被告エントリー1乃至3は、それぞれのエントリー単独では、原告の社会的評価は低下させないことを自認していると言わざるを得ない。

- 3 原告は、被告エントリー1乃至3が、①「捏造報告書の入手に原告が関与し

ているとの被告の摘示は、原告が犯罪に関与していたとの事実摘示」、②原告がX氏に指示をして『捏造報告書』を八木氏に指示して犯罪を犯させたという被告による事実摘示」、③「小沢判決直前以前は、原告が荒唐無稽な架空議決説を掲げて、被告とともに最高裁判所と戦っていたという事実摘示」、④「小沢議員を無罪とするために、最高裁と裏取引をして、最高裁事務局への責任追及を中止したとの事実摘示」、⑤「原告が（真実でないと知りながら）捏造報告書誘導説を流して市民を騙したとの事実摘示」があると主張している（原告の平成26年4月11日付準備書面第一、三【14頁】）。

しかしながら、被告ブログの一般読者（一般読者）の普通の注意と読み方からは、被告エントリー1乃至3はそのように読まれることはないと考えられるから、原告が主張するような事実摘示があるとは考えられないし、原告の社会的評価を低下させるものでもない。このことは、既に、平成26年4月9日付被告準備書面（3）第1乃至第4で主張したとおりである。

- 4 原告は、原告が犯罪に関与していたとの事実摘示をしていたとして、検察審査会法、国家公務員法、刑事訴訟法、著作権法の罰則規定について指摘している（なお、検察官が、捏造報告書について著作権を主張するとは考えられない）。

しかしながら、被告ブログの各被告エントリーには、どこにも、原告が犯罪に関与しているとして批判している箇所は存しない。被告は、原告の政治的変節を批判しているだけであって、原告が犯罪者であるとして批判する内容でないことは、一般読者の普通の注意と読み方からすれば明らかであると考えられる。

よって、この点についての原告の主張には理由がない。

- 5 原告は、被告のブログを読んだ者が先鋭化しているとして、甲第17号証の1、2を指摘するが、被告ブログとの因果関係も不明であるし、そもそも、被告とは関係ないことを持ち出して被告を非難している（甲第19号証も、被告とは関係ないことを種々あげつらって、あたかも被告が悪いかのような印象操作をして

いる)。

本件訴訟において、元国会議員たる地位にあった原告側が、一市民である被告の社会的評価を低下させるような主張・立証をしていることは極めて遺憾である。

第2 今後の進行について

前記第1で述べたとおり、被告ブログの被告エントリー1乃至3が、原告の社会的評価を低下させる事実摘示であるとの原告の主張には理由がないから、主張自体失当であり、その余の点についてこれ以上審理する必要はないから、第4回口頭弁論期日（平成26年4月18日午前10時）において審理を終結すべきである。

以上